

平成 24 年 5 月 15 日

各 位

会社名 株式会社 東日本銀行
代表者名 取締役頭取 石井 道遠
(コード番号 8536 東証第 1 部)
問合せ先 経営企画部長 本田 修
(TEL 03 - 3273 - 4073)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 24 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 146 期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 22 条(社外取締役の責任限定契約)及び第 32 条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。

なお、第 22 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 1 条 (条文省略)	第 2 1 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>第 2 2 条 (社外取締役の責任限定契約) 当銀行は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u>
第 2 2 条 (取締役会の招集者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し、その議長となる。取締役頭取に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第 2 3 条 (同左)
第 2 3 条 ~ 第 3 0 条 (条文省略)	第 2 4 条 ~ 第 3 1 条 (現行どおり)

<p>(新設)</p> <p>第<u>31</u>条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、監査役会は監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>37</u>条(条文省略)</p>	<p>第<u>32</u>条(社外監査役の実任限定契約) 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める額とする。</u></p> <p>第<u>33</u>条(同左)</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>39</u>条(現行どおり)</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年6月27日(水)
定款変更の効力発生日	平成24年6月27日(水)

以上